

令和7年6月11日

課名：建築都市総務課契約室
直通：092-643-3707
内線：4624

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

- ① (株) 宮尾組 福岡県筑紫野市大字山口 1906-3
- ② (株) テイク 福岡県久留米市藤山町銚立 220-44

2 指名停止の期間：

令和7年6月11日～令和7年7月10日（1ヵ月）

3 事実概要：

令和7年3月18日15時40分頃、建築都市部発注「筑紫中央高等学校特別教室棟他解体工事（7工区）」において、二次下請業者（(株)テイク）がトレンチピット内で作業中、作業者の無線連絡を受けて原因者がバックホウ（ショベルカー）を操作した際、作業者がバケットとピット壁の間に挟まれ、死亡した。

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、使用する車両系建設機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法等が示された作業計画を定め、かつ当該作業計画により作業を行わなければならないと規定されているが、行っていない。また、元請業者（(株)宮尾組）は関係請負人及び関係請負人の労働者が同法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていない。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その1第7号に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表その1第7号該当】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	当該認定をした日から2週間 以上4ヵ月以内